

## 平成25年度 福岡市の国民健康保険料の計算方法

### 【 医療分 】

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	3,000,000 円 - 33万円 = 2,670,000 円	× 7.79% = 207,993 円 (ア)
	50,000 円 - 33万円 = 0 円	× 7.79% = 0 円 (ア)
	0 円 - 33万円 = 0 円	× 7.79% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり 20,778円 × 3人 =	62,334 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり22,632円	22,632 円 (ウ)

医療分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額51万円) 292,900 円 (100未満切捨て)

### 【 支援分 】

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	3,000,000 円 - 33万円 = 2,670,000 円	× 3.46% = 92,382 円 (ア)
	50,000 円 - 33万円 = 0 円	× 3.46% = 0 円 (ア)
	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.46% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり 8,173円 × 3人 =	24,519 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり8,902円	8,902 円 (ウ)

支援分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額14万円) 125,800 円 (100未満切捨て)

### 【 介護分 】 40歳以上65歳未満の被保険者が対象

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	3,000,000 円 - 33万円 = 2,670,000 円	× 3.44% = 91,848 円 (ア)
	50,000 円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
	円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり 9,527円 × 2人 =	19,054 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり7,665円	7,665 円 (ウ)

介護分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額12万円) 118,500 円 (100未満切捨て)

保険料の合計 + + 537,200 円

### [例3] 3人家族

お父さんの所得300万円。45歳(40歳以上)  
お母さんのパート収入70万円(所得5万円となる)。40歳(40歳以上)  
息子の所得なし。中学生(40歳以下)

### 説明

Q: お母さんのパート収入70万円なので、所得70万円ではないのですか?

A: 「所得」に換算すると5万円となります。理由は、給与で  
もらう場合は、一定額を引くことができます。これを給与所得控除  
と呼びます。給与収入160万円くらまでは、一律65万円を引きます。  
例えば、給与収入103万円なら所得38万円です。